

訂正箇所

特記仕様書

P107

正誤区分

誤

訂正区分

C	既設H鋼杭撤去箇所の位置の確認ため、機械による掘削、位置確認、埋戻しを行うもの。	ライナープレート φ 2 . 0 m L = 1 2 . 5 m L = 6 . 5 m (転用材)	埋設物撤去工 (その1) (参考図) 撤去箇所④ー2 ⑧ (事前撤去)
D	既設H鋼杭撤去箇所の位置の確認ため、埋設光ケーブル (N T T) 近接部を人力による掘削、埋設ケーブル以深は機械による掘削、位置確認、埋戻しを行うもの。	ライナープレート φ 2 . 0 m L = 6 . 5 m (転用材)	埋設物撤去工 (その1) (参考図) 撤去箇所④ー1 (事前撤去)

(3) 施 工

1) 支障物確認工の施工で重金土層 (第2種特定有害物質含む) まで掘削する箇所は、土層の高さを厳密に管理し健全土と重金土 (第2種特定有害物質含む) を分別して現場内に仮置きするものとする。又、埋戻しの際は仮置きした健全土と重金土を元の土層の順番で埋戻すものとする。なお、健全土と重金土の分別が困難であると監督員が認めた場合は、監督員の指示に従うものとし、これに伴う費用については監督員と受注者として協議し定めものとする。

2) 支障物確認工において、目的の埋設支障物の位置確認が出来なかった場合、又は特別な対策が必要となった場合は、監督員の指示に従うものとし、これに伴う費用については監督員と受注者として協議し定めものとする。

3) 撤去したライナープレートのスクラップ費については、別途監督員と受注者として協議して定めるものとする。

(4) 数量の検測

1) 支障物確認工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

(5) 支 払

1) 支障物確認工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、位置の確認、埋戻し等支障物確認工Aに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

2) 支障物確認工Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、位置の確認、埋戻し、土留工 (新材) の設置、撤去、ライナープレートの購入材料費等支障物確認工Bに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

107

訂正箇所

正

訂正区分

C	既設H鋼杭撤去箇所の位置の確認ため、機械による掘削、位置確認、埋戻しを行うもの。	ライナープレート φ 2 . 0 m L = 1 2 . 5 m L = 6 . 5 m (転用材)	埋設物撤去工 (その1) (参考図) 撤去箇所④ー1 ⑧ (事前撤去)
D	既設H鋼杭撤去箇所の位置の確認ため、埋設光ケーブル (N T T) 近接部を人力による掘削、埋設ケーブル以深は機械による掘削、位置確認、埋戻しを行うもの。	ライナープレート φ 2 . 0 m L = 6 . 5 m (転用材)	埋設物撤去工 (その1) (参考図) 撤去箇所④ー2 (事前撤去)

(3) 施 工

1) 支障物確認工の施工で重金土層 (第2種特定有害物質含む) まで掘削する箇所は、土層の高さを厳密に管理し健全土と重金土 (第2種特定有害物質含む) を分別して現場内に仮置きするものとする。又、埋戻しの際は仮置きした健全土と重金土を元の土層の順番で埋戻すものとする。なお、健全土と重金土の分別が困難であると監督員が認めた場合は、監督員の指示に従うものとし、これに伴う費用については監督員と受注者として協議し定めものとする。

2) 支障物確認工において、目的の埋設支障物の位置確認が出来なかった場合、又は特別な対策が必要となった場合は、監督員の指示に従うものとし、これに伴う費用については監督員と受注者として協議し定めものとする。

3) 撤去したライナープレートのスクラップ費については、別途監督員と受注者として協議して定めるものとする。

(4) 数量の検測

1) 支障物確認工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

(5) 支 払

1) 支障物確認工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、位置の確認、埋戻し等支障物確認工Aに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

2) 支障物確認工Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、位置の確認、埋戻し、土留工 (新材) の設置、撤去、ライナープレートの購入材料費等支障物確認工Bに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

107

訂正箇所

特記仕様書

P120

正誤区分

誤

訂正区分

(4) なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

2 5－7 材料調達に伴う変更

2 5－7－1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式 1 2）を提出のうえ監督員と協議するものとする。

また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式 1 3）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者として協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格等	調達地域等
骨材	C－4 0	千葉県 市川市
仮設鋼材	覆工板	千葉県 千葉市
	鋼矢板	千葉県 千葉市
	H形鋼 5 9 4 型	千葉県 千葉市
	H形鋼 7 0 0 型	千葉県 千葉市
	上記以外の H形鋼	千葉県 千葉市

2 5－8 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

2 5－9 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

2 5－1 0 I C T の活用について

本工事は、国土交通省が推進する i -Construction に基づき、生産性向上を図るため、受注者から I C T 土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者として協議して定めるものとする。

120

正

(4) なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

2 5－7 材料調達に伴う変更

2 5－7－1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式 1 2）を提出のうえ監督員と協議するものとする。

また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式 1 3）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者として協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格等	調達地域等
骨材	C－4 0	栃木県 佐野地区
仮設鋼材	覆工板	千葉県 千葉市
	鋼矢板	千葉県 千葉市
	H形鋼 5 9 4 型	千葉県 千葉市
	H形鋼 7 0 0 型	千葉県 千葉市
	上記以外の H形鋼	千葉県 千葉市

2 5－8 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

2 5－9 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

2 5－1 0 I C T の活用について

本工事は、国土交通省が推進する i -Construction に基づき、生産性向上を図るため、受注者から I C T 土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者として協議して定めるものとする。

120